資料５

二次的被害の事例

○　知人・近隣者等の言動

　・子どもを殺された遺族に、友人や近隣の人が、「私なら生きていけない。あなたは強い。」

　・損害賠償請求で多額の賠償金を認める判決が出たとの報道がなされ、知人などが、

「たくさんお金が入って良かったね」

　・信号機のない横断歩道で、前方不注意の車に轢かれ子どもを亡くした後、その現場

に信号機が設置された。その遺族に、近隣の人が、「よかったね。○○ちゃんのおか

げだね」

　・学校内での性犯罪事件の噂が校内で広がり、母親同士のグループLINEで事件の被害者が誰なのか話題になった。被害者の母親は、知らん顔をしていると疑われそうだし、どのように返せばいいのか、関わり方に苦慮。

○　ネット上の誹謗中傷

　・一緒に歩いていた幼い子どもが車に轢かれ亡くなった。「母親が目を離した」、｢子どもが飛び出した｣と事実と異なる内容でネットに流された。

○　メディアの過剰な取材等

　・家のインターフォンを何回も鳴らされる。

　・何社もマスコミ関係者や車が自宅に押しかけてくる。

・しつこく何度も電話をかけてくる。

　・断っているのに亡くなった子どもの写真を求めてくる。また、同級生等にも提供を

求める。

　・「どんな子どもでしたか」と同級生に取材する。

　・友人からの一方的な暴行により亡くなったのに、新聞には「けんか」と事実と異なる内容で掲載された。そのことで、母親は職場に居づらくなり仕事を辞めざるをえなくなった。

○　捜査・公判等の過程での言動

　・事情聴取を受けている被害者に、刑事が「そんな遅い時間に何してたの」

　・一審判決後、控訴を希望する被害者に、検察官が「検事は負け戦はしない。」

　・損害賠償命令制度を利用したいと申し出た被害者に、弁護士が「取れないかもしれ

ない。その場合、弁護士費用だけかかるかも。それでもしたいか。」

○　医療関係者や自治体窓口担当者等の配慮に欠ける言動

　・事件後、夜眠れなくなり半日だけの仕事にせざるを得なくなった被害者に、行政の窓口担当者が「半日しか働いていない。」「フルタイムで働いたら眠れるのではないか」

　・性犯罪の被害に遭った直後、受診した被害者に、医師が「精子がうじゃうじゃいる

なぁ」

○　その他の二次的被害

　・負傷し後遺症により失職・転職を余儀なくされた。

　・再被害の恐れのため自宅に住めなくなった。